日本公事機構	成田　努	成田　努	東京都千代田区神田佐久間町一―一六
日本公正党	石橋　吉治	池田　正彦	徳島県板野郡藍住町矢上字西一六〇―八九
日本国民労働党	鈴木　鞠音	鈴木　鞠音	神奈川県茅ヶ崎市浜之郷五二九―一
日本政経研究会	梶村　正彦	上杉謙太郎	東京都渋谷区桜丘四―一四
日本ツイッター党	津山　敏明	齋藤　勝彦	大分県国東市国東町鶴川一三二五―三
日本世直し党	坂田　實	菊池喜代美	栃木県下野市祇園二―一六―一
貧困庶民党	三隅　敬智	相崎　勇次	東京都足立区千住二―五〇―一
扶桑政治経済研究会	畠田　直教	畠田　良江	埼玉県蕨市北町四―一〇―二八
文化フォーラム	伊東マサコ	伊東　久朋	東京都調布市西つつじヶ丘四―二三―六
平安党	近藤　賢士	櫻井　慎也	京都府京都市中京区西洞院六角下る池須町四〇八―一
防人社	若野　康夫	松本　博	大阪府貝塚市三ツ松一八八〇―四
北粋開発	溝尻禄亜毅	桂口　豊	福岡県北九州市小倉北区黒原三―二二―一二
明真砂	濱田　貴熙	濱田　貴熙	大阪府大阪市生野区桃谷四―三―三
民族運動聯心会総本部	藪中　明彦	藪中　明彦	大阪府羽曳野市野々上四―六―三
明鏡会総本部	仲程　通也	下地　健一	神奈川県横浜市港北区菊名三―一五―三五
憂國志皇會	長谷川淳一	寺嶋　勝彦	岐阜県土岐市泉大島町四―六
立学舎	萩原　邦彦	山田　邦夫	大阪府大阪市淀川区十八条三―一二―二三
領土を守る会	有馬　司	有馬　司	東京都新宿区西新宿七―一九―一八
励志救國協議会光輝社	中村　信広	桑原　俊三	埼玉県鳩ヶ谷市八幡木三―一一―三四

○総務省告示第三百八十号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十五年六月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十五年九月三十日

総務大臣　新藤　義孝

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
「旭英会」自由新進党	沓掛　松秀	沓掛　松秀	大分県豊後大野市千歳町石田八七八
社会保障政策研究所	林　潤	林　紅美子	神奈川県横浜市中区相生町四―七〇―二
税制財政研究会	林　潤	林　紅美子	神奈川県横浜市中区相生町四―七〇―二
日本新保守党	鐘ヶ江健一郎	吉田　隆	埼玉県さいたま市見沼区大和田町一―二一一八―一
日本創新党参議院比例第2支部	齋藤　弘	伊藤　尚彦	山形県山形市南栄町一―一―二〇
林潤後援会	林　潤	林　潤	神奈川県横浜市中区相生町四―七〇―二
林潤政経研究所	林　潤	番地　規夫	神奈川県横浜市中区相生町四―七〇―二
林じゅんを育てる会	岩沙　弘道	番地　規夫	神奈川県横浜市中区相生町四―七〇―二
吉岡政敏後援会	吉岡　正敏	簾田　美雪	群馬県前橋市箱田町一六四九―七

○総務省告示第三百八十一号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十五条第三項の規定に基づく総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定め、平成二十五年十月一日から施行する。

平成二十五年九月三十日

総務大臣　新藤　義孝

（表）

8cm

3cm

第　号

立入検査証

写真

3cm

下記の者は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第１５条第１項及び第２項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

官名又は職名

氏　名

年　月　日生

総　務　省　印

年　月　日交付（５年有効）

6cm

（裏）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第１５条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第３条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第８条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第２１条　第１５条第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、５０万円以下の罰金に処する。

第２２条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。